



監査品質に関する報告書

2025

栄監査法人
2025年12月

目次

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
2. 事務所概要

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤
2. 組織・ガバナンス基盤
3. 人的基盤
4. IT基盤
5. 財務基盤
6. 国際対応基盤

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況



I. 監査品質向上に向けた 取組み及び法人概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

栄監査法人のこころざし

私たち、中小監査法人を取り巻く環境は、激しく変化しております。会計不正事案を契機として、会計監査の信頼性が求められ、様々な規制が強化される一方、上場会社の監査の担い手は広がり、中小監査法人の役割と期待はとても大きくなっています。

このような環境のもと、私たちの存在意義は何かと考えますと、**規模を活かして丁寧に仕事をすること**だと思います。

「会計・監査のプロフェッショナルとしてクライアントの健全な企業経営を支援するとともに、国民経済の健全な発展に貢献する」という経営理念のもと、

現場第一主義、継続的なチーム編成、経験豊富なメンバー構成という栄監査法人の強みを最大限に活かしながら、

「クライアントに丁寧に向き合い、高いチーム力で、高品質な監査を」こころざします。



統括代表社員
横井陽子

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

「栄監査法人のこころざし」を達成するために以下の取り組みを行動指針としています。

1. 監査業務の品質を重視した組織の構築

1-1.何よりも、監査業務の品質を重視します。

- ◆職業倫理は厳格に遵守します。
- ◆営業や業績上の考慮事項が、監査業務の品質に優先することがないようにします。
- ◆品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うための資源や、職業的懐疑心を発揮して深度ある監査を**丁寧に**実施するための時間は十分に用意します。
- ◆業務に関する契約の新規締結および更新にあたっては、報酬のみを重視するのではなく、特に経営者の誠実性に留意し、不正リスク要因について、当監査法人として十分に**丁寧に**検討してから受嘱するようにします。

1-2.品質を重視して業務に意欲的に取り組める人事制度を構築します

- ◆実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む。）の遵守状況を特に重視します。
- ◆最近の監査及び会計をめぐる環境変化への認識や現行の監査の基準で要求される水準に関する理解・知識を重視します。
- ◆評価、報酬及び昇進については、その基準を明確化し、また評価等の結果については、適時適切に**丁寧に**フィードバックします。
- ◆監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発について、**丁寧に**サポートします。

2. 心理的安全性の高い監査チームの構築

率直な意見、素朴な質問、そして違和感の指摘が、いつでも、だれもが気兼ねなく言えるチームを作ります。

- ◆業務に関する課題、会計・監査に関する知識や経験を共有し、遠慮なく議論を行うことがとても重要です。
- ◆違和感の指摘が、監査品質の向上、中でも不正を見抜くことにもつながると考えています。
- ◆チームメンバーが自由に発言できる環境を作るために、特にチーム責任者は、メンバーの発言を**丁寧に聞き**、意味もなく否定するような行動は慎むよう心掛けます。
- ◆チーム内及びチーム間のコミュニケーションを向上させる機会を積極的に設けていきます。

3. クライアントに丁寧に向き合う風土の構築

クライアントの話を、**丁寧に**聞いて、**丁寧に**説明することが重要です。

- ◆クライアントの企業経営の中で不正が生じる要因や傾向など、企業活動の実態を理解するとともに、それを踏まえて、監査業務の各段階で、常に不正リスクシナリオを見なおしながら、業務を実施することが重要です。
- ◆業務の実施の過程で、クライアントとのコミュニケーションを頻繁に取り、クライアントの置かれている現状や課題について、**丁寧に**耳を傾けます。
- ◆業務の実施の結果、私たちが発見したことや考えたことを、クライアントに、タイムリーに**丁寧に**説明することが、監査の品質向上、効率的な監査につながると考えています。

2. 事務所概要

沿革	1981年7月 栄公認会計士共同監査事務所を改組して栄監査法人を設立 1982年7月 大阪事務所を開設
統括代表社員	横井 陽子
所在地	・名古屋本部 名古屋市中村区名駅5丁目4番14号花車ビル北館407 TEL 052-564-5027 ・大阪事務所 大阪市中央区上本町西5丁目3番16号國分ビル1F TEL 06-6762-1740

関与会社	2025年6月末現在		人員構成		2025年6月末現在	
	監査種別	会社数		人員数	(うち女性)	
金商法及び会社法監査	10		パートナー	11	(3)	
金商法監査	2		公認会計士	25	(6)	
会社法監査	5		試験合格者	-	-	
学校法人監査	3		公認システム監査人	1	-	
その他の法定監査（医療法人等）	3		事務局	1	(1)	
その他の任意監査	9					
合計	32		合計	※ 38	(10)	

※ 名古屋本部 31名 大阪事務所 7名

2. 事務所概要 (栄監査法人の強み)

現場第一主義

「監査は現場で実施している」をモットーに、監査報告書にサインするパートナーが常時監査現場に赴き、会計事象の背景をより深く理解したうえで経営者と会計処理について丁寧に話し合い、迅速な対応を実現します。

継続的なチーム編成

事業の内容等の理解は、一朝一夕にして得られるものではありません。監査チームのメンバーは、年間を通じて可能な限り固定し、監査の質の向上を図るとともに、関与先と私たちの双方における監査業務の効率化を実現します。

経験豊富なメンバー

原則として、監査責任者が監査現場に在席するよう日程を組むとともに、チームメンバーも、その多くを経験年数の多い公認会計士やその他の有資格者で構成しています。

栄監査法人
の特色

強力な監査チーム編成

- ✓ 経験豊富な公認会計士によりチームを編成します。
- ✓ 監査責任者が監査の窓口となって監査対応を行います。

伴走型監査

- ✓ 中小監査法人としてのフットワークの軽さを活かし、迅速かつ最適な監査対応を心がけます。

現場第一主義

継続的な
チーム編成

経験豊富な
メンバー

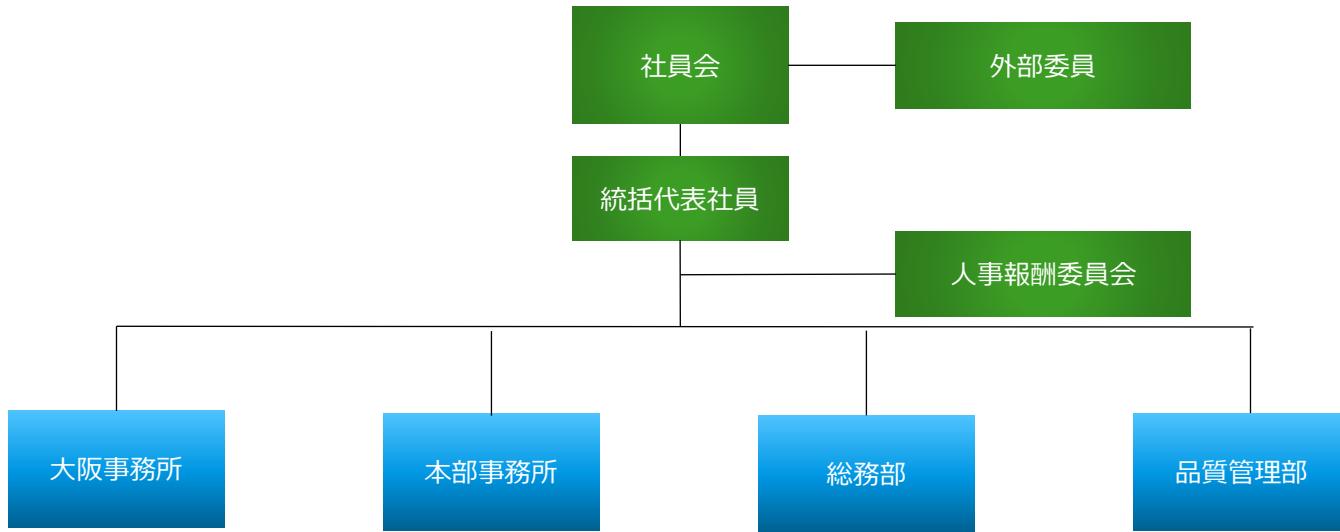


品質の高い監査を
効率的に実施

監査手続を通じた
有用なご提案

2. 事務所概要 (組織図)

組織図



社員会

定款及び社員会規程の定めにより、当法人の運営に係る重要事項について意思決定を行っております。

統括代表社員

定款及び社員会規程の定めにより、委譲された権限の範囲において、当監査法人を代表し、当監査法人の業務を執行します。

人事報酬委員会

人事・報酬委員会は統括代表社員、総務部長及び品質管理部長の合議により監査責任者を指名するとともに、社員の報酬案の作成等を実施しております。

外部委員

当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等を行っております。

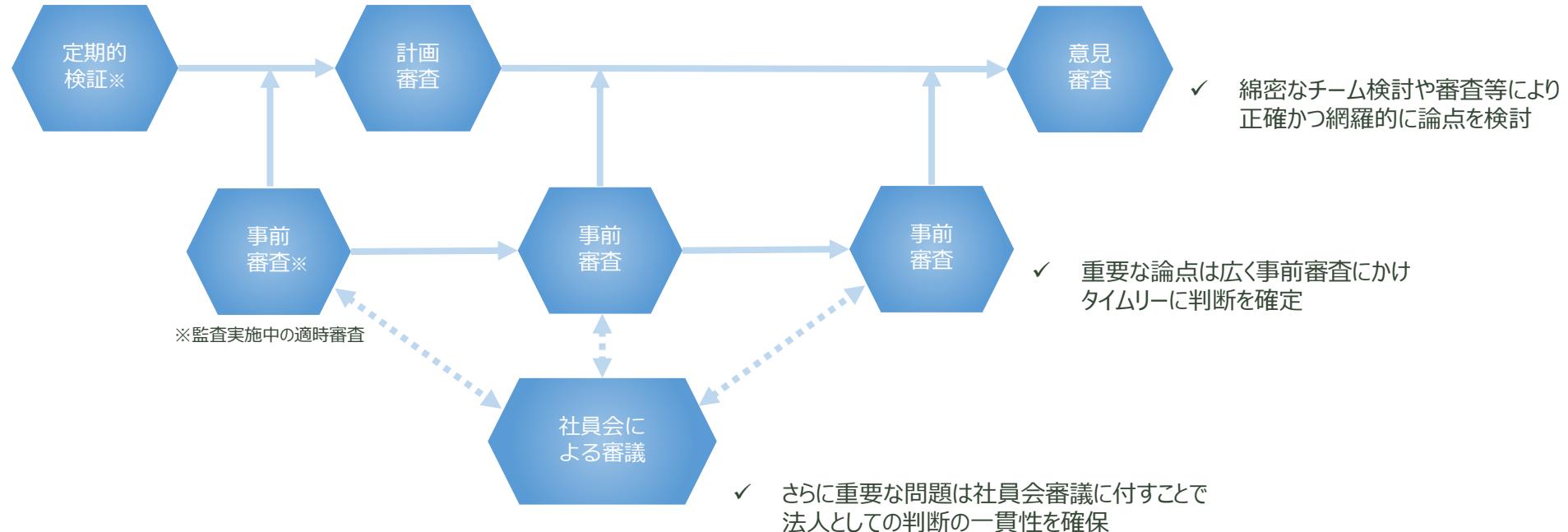
品質管理部

監査契約の新規締結・更新の管理、職業倫理及び独立性のチェック、監査マニュアルや監査調書様式の作成、情報システムの管理など、法人の品質管理システム全般の管理を行っております。

総務部

専門職員の採用活動、法人の損益管理、財務・経理業務の管理、その他法人運営上の事務等を行っています。

2. 事務所概要（監査方針）





II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

1. 監査品質に関する基本方針

当監査法人は、監査品質の維持向上が法人運営における最優先事項として、品質管理を行っています。監査業務の品質管理は、一義的には被監査会社の業務執行社員や専門職員が担いますが、それを支援する組織として品質管理部を置き、品質管理部が中心となって、法人の品質管理システムを整備・運用することで、法人全体の品質を確保しております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の確保

品質管理規程において、当法人及び専門要員は職業倫理に関する規定及び倫理規則に定める各基本原則を遵守しなければならない旨を定めています。専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎期定期的かつ必要に応じ、「職業倫理の遵守に関する宣誓書」及び日本公認会計士協会所定の「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、職業倫理を遵守していること及び独立性が確保されていることを確認しています。また、大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務について、長期的関与による馴れ合いを防止する趣旨から、その主要な担当者（業務執行社員、審査担当社員等）に対して、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

独立性遵守率 100%

3. 契約の締結及び更新

監査契約の締結及び更新については、当該判断に重要な影響を及ぼす事項（監査の前提条件、関与先の誠実性、不正リスクを考慮したリスク評価、倫理規則等を遵守できるかどうか、業務を実施するための適正・能力・人的資源を有しているか等）を総合的に勘案した上で、社員会で承認しています。

4. 専門的な見解の問合せ

専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問い合わせを実施するための方針及び手続を定めています。また、「問い合わせ事項一覧」において、具体的な問い合わせ先、問い合わせの実施が必要となる具体的な事案を定め運用しています。

5. 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めています。

6. 監査証明業務に係る審査

原則として、全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととし、審査に関する方針及び手続を定めています。審査の方式は、関与先ごとに審査担当者を選任する方式によっており、審査担当者は、当法人の社員であり、公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者とし、必要な知識、経験、能力、職位、独立性等を考慮して適格性を検討した上で、選任しています。なお、慎重な判断を必要とする重要な事項については、社員会において審議しています。

1. 品質管理基盤

7. 監査調書の管理及び保存

監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めています。すべての監査業務において監査調書を電子化しており、最終的な整理期限後は監査チームが監査ファイルにアクセスできない仕組みを構築し、監査調書の不適切な変更を防止しています。

8. 品質の管理の監視

業務の品質の管理に関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めています。品質管理システムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証によって発見された不備は、その影響を評価し是正措置を適時に実施しています。品質管理システムの監視結果は、すくなくとも年に一度、社員会に報告されています。

定期的な検証の対象業務 4業務
定期的な検証の社員カバー率（前年）54%
監査意見に影響を与える重要な指摘事項 0件

9. 責任の所在の明確化

品質管理のシステムの整備及び運用に責任を有する者は、社員会で決定した品質管理部長とし、統括代表社員が、当法人の品質管理に関する最終的な責任を負うこととしています。不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理部長としています。

10. 品質管理レビューの実施状況

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

当監査法人は、2024年3月に品質管理レビュー報告書を受領しております。品質管理レビュー報告書における品質管理レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」となっています。

11. 通報制度

外部から監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、「監査ホットライン」を開設し、当監査法人のホームページで掲載し運用しています。法人内部からは、内部通報に関する規程により内部通報制度を整備し、運用しています。

2. 組織・ガバナンス基盤

1. 組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人では、重要な事項に関する意思決定を行う合議体として、 統括代表社員は、社員会の定めにより委譲された権限の範囲に社員会と人事・報酬委員会を設置しております。また、社員会は統括代表社員、総務部、品質管理部に一部権限を委譲し、統括代表社員等が日常の意思決定を実施しております。組織図については、I.監査品質向上に向けた取組み及び法人概要 2.事務所概要 参照。

また、当監査法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を導入し、独立性を有する第三者と契約しております。

2. 社員会

当監査法人における最重要案件に関しては、社員全員参加による社員会に基づき意思決定を行っています。原則、毎月1回開催される社員会のほか、適宜、社員会の開催を行い、法人の経営方針・業務方針の決定や契約の新規締結・継続の決定等を実施しております。

社員会の開催回数（前事業年度） 13回

3. 人事・報酬委員会

人事・報酬委員会は統括代表社員、総務部長及び品質管理部長の合議により監査責任者を指名するとともに、社員の報酬案の作成等を実施しております。

4. 統括代表社員

統括代表社員は、社員会の定めにより委譲された権限の範囲において、当監査法人を代表し、当監査法人の業務を執行します。

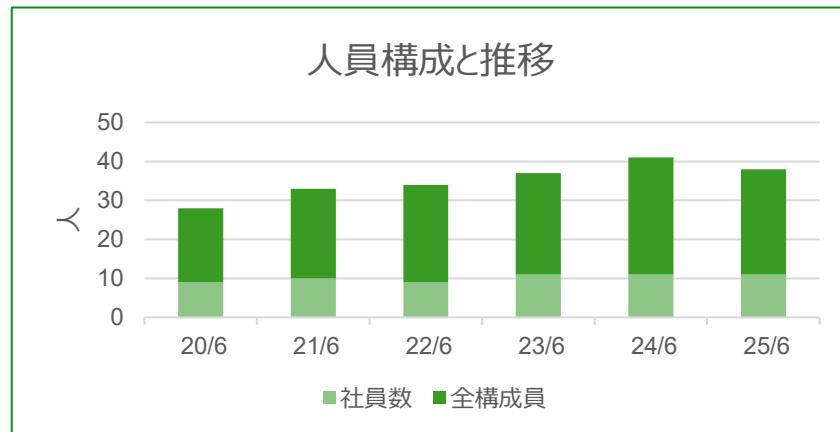
5. 独立性を有する第三者

当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、経験豊富な公認会計士である三宅恵司氏と契約し、経営機能の実効性向上に資する助言・提言、法人の人才培养、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与等を依頼しており、四半期ごとの対面でのミーティングや社員会への陪席により助言・提言を受けております。適時かつ適切に必要な情報を提供するために、事前に毎月開催される社員会の議題及び資料の提出を実施しています。

3. 人的基盤

1. 採用方針

当監査法人の人員構成は以下のとおりであり、また出身監査法人や前職の経験といったバックグラウンドも様々です。監査業務遂行における当監査法人の行動指針については、4頁記載の通りです。



2. 研修の実施状況

当監査法人は専門要員の能力を維持向上させ、会計監査制度へ適切に対応していくために、各種研修の受講を義務づけています。

具体的には、日本公認会計士協会が主催する継続的専門能力開発研修（CPD）に基づき、研修プログラムの中から、監査品質管理、職業倫理及び不正リスク対応に係るテーマを中心とし、その他会計基準の改正等の動向を踏まえ、法人として指定して受講をしております。また、会計士資格を有しない監査専門要員に対しても、それぞれの専門領域及び監査業務を担う一員として必要な事項を法人内研修として計画し受講しております。各人の研修受講実績は、品質管理部において進歩管理し、モニタリングしております。

3. 監査チームメンバーの構成と経験

監査チームメンバーの選任は、業務内容や難易度に応じて、また、十分な時間が確保されるよう配慮して横断的に人事・報酬委員会又は社員会でそれぞれの監査業務に選任をしています。

なお、監査チームは現場第一主義のもと、業務執行社員及び上場会社監査経験の豊富な常勤の専門職員を固定的に選任し、十分に関与させています。監査従事時間数に占める社員関与時間の割合は、約41.0%です。

	社員	全構成員
監査経験年数	平均24.0年	平均18.1年
女性比率	27.3%	26.3%

監査従事時間に占める社員関与時間の割合（全契約平均）：41.0%
(2025年6月までに終了する事業年度での実績)

指定研修受講率：100%



監査従事者による平均研修受講単位：
CPD制度（2025年3月）

42.8単位

4. IT基盤

1. 情報セキュリティ

当監査法人では、情報セキュリティリスクを識別及び評価し、情報セキュリティに係る全般的な対応に関する事項を、「情報セキュリティ・ポリシー」において定めています。また、識別及び評価した情報セキュリティリスクに対し、データ保管や消去に関する方針・モニタリング方針・サイバーセキュリティリスクへの対応方針等の個別具体的な規程を整備し運用しています。

3. その他のIT基盤

被監査会社及び法人内でのデータ共有には、高いセキュリティレベルが確保されたクラウドストレージ等を利用してあります。また、テレビ会議システム等のコミュニケーションツールを利用し、被監査会社や法人内でのコミュニケーションを実施しております。監査業務の一層の品質向上や効率化のため、今後もIT基盤を積極的に整備していく方針です。

2. 電子調書システム

監査品質を高水準に維持し、監査業務の効率化等を図ることを目的して、現在はすべての監査業務において、電子調書システムを利用しています。なお、当該システムを利用することで、監査調書の最終的な整理期限後は監査チームが監査ファイルにアクセスできない仕組みを構築し、監査調書の不適切な変更を防止しています。

電子調書利用率 100%

5. 財務基盤

1. 報酬依存度

当監査法人の業務収入に対する報酬依存度が15%を超過する被監査会社はありません。

2. 財務安定性

当監査法人は社員が職責に応じた所定の出資金を拠出し、社員は無限責任社員とし、責任をもって法人運営を実施しています。法人から脱退する社員には出資金額を超えて剰余金の分配を行わない方針です。また、公認会計士職業賠償責任保険、情報漏えい保険に加入しております。なお、売上高の推移は以下のとおりです。

自己資本比率(25年6月期) 76%
現金預金保有割合 (25年6月期 : 営業費用対比) 4.7カ月

(単位 : 千円)

	第43期 2022年7月1日～ 2023年6月30日	第44期 2023年7月1日～ 2024年6月30日	第45期 2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高			
監査証明業務	302,952	344,445	378,305
非監査証明業務	6,361	6,603	2,921
合計	309,313	351,048	381,227

6. 国際対応基盤

1. 海外子会社等の監査体制

海外子会社等の監査に対応するため、海外勤務経験者を含む海外業務経験がある社員・職員を一定数確保しております。必要に応じて、メールやオンライン面談等により海外子会社等とやり取りを実施し、適宜、現地を直接訪問するなど、海外子会社等の監査を実施しております。これらの体制は、当監査法人の監査業務に照らして、十分な監査体制であると判断しております。

2. グローバルネットワークへの加入状況

グローバルネットワークには加入しておりません。



監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当法人は「監査法人のガバナンス・コード」を採用しています。

監査法人が果たすべき役割【1/2】

原則1		監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人では、会計監査の品質の持続的な向上のために、統括代表社員がその経営理念を「事務所方針」として明確にしています。そして、定期的に全構成員にその内容を発信し、周知徹底に努めています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人では、その理念を実践する具体的な行動指針を策定しています。その内容は「事務所方針」に反映し、定期的に全構成員に伝達され、周知徹底に努めています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	高品質な会計監査の維持向上に向けて、以下の取組みを行行動指針としています。その内容を統括代表社員がすべての構成員に周知徹底しています。 <ul style="list-style-type: none">✓ 監査業務の品質を重視した組織の構築✓ 心理的安全性の高い監査チームの構築✓ クライアントに丁寧に向き合う風土の構築 人事評価においては監査の品質管理を最重要視して行っています。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人では、現場におけるチーム構成員のコミュニケーションの充実に力を入れています。上述した心理的安全性の高い監査チームの構築を通じて開放的で意見のいいやすい環境を作る他、人事制度においても品質を重視して業務に意欲的に取り組める方針を取り入れています。その内容に関しては事務所方針や統括代表社員からの補助者へのアンケートとその対応を通じて、構成員に周知徹底しています。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当法人は、会計監査を通して経済社会に貢献することを主として考えており、株式上場支援等の将来的に監査業務に繋がる非監査業務等、監査業務周辺の合意された手続業務を除く、いわゆるコンサルティング業務については、積極的には実施しない方針であります。 また、当法人の構成員（非常勤者を含む。）が兼業・副業を希望する場合には、監査業務に支障がないことを前提に、独立性に係るチェックリストを利用して利益相反や独立性に抵触しないことを確認しています。

監査法人が果たすべき役割【2/2】

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

1-6

監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。

現状、当法人はグローバルネットワークやその他の法人との包括的な業務提携を行っておりません。

組織体制（経営機能）

原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、組織的な運営を確保するため、重要な業務運営における経営機関として、一般事業会社の取締役会に相当する機関としての社員会を設置しております。社員会は社員全員で構成され、原則として月次で実施しています。
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ✓ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ✓ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ✓ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>社員職務規程を整備し、監査事務所のガバナンスや組織運営に係る方針及び手続を具体的に定めております。左記事項における具体的な内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、専門的な問い合わせを実施する他、個別に社員会において審議しております。 ✓ 被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換のための監査計画及び結果報告時の標準様式を整備し利用しております。 ✓ 法人の人材育成に関しては、監査品質に関する報告書 3. 人的基盤（P13）に記載の通りであります。 ✓ ITの利用に関しては、監査品質に関する報告書 4. IT基盤（P14）に記載の通りであります。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人では、社員会での合議で統括代表社員を選任します。その際には、法人の組織的運営のための機能が十分に確保されるか、経営機能を果たせる人員であるかといった点に留意しています。また、統括代表社員及び品質管理担当社員が経営機能を十分に果たすことができるよう、時間数等を配慮しております。

組織体制（監督・評価機関）

原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人は全ての社員が無限連帯責任を負っており、大手監査法人と比較して規模が小さく、また、組織も複雑ではありません。しかしながら、社員会による運営が適切であるかどうかを判断してもらうために、独立性を有する第三者を選任しております。</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>当法人は、当法人の規模に鑑みて、独立性を有する第三者を選任し、知見を活用しております。</p> <p>独立性を有する第三者としては、当社に利害関係がなく主たる職業を有し、かつ監査業界に詳しい方を前提としています。</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ✓ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ✓ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ✓ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ✓ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ✓ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>独立性を有する第三者には、以下の観点での助言、提言を期待しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ✓ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ✓ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ✓ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ✓ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ✓ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>独立性を有する第三者には、社員会等の各種議事録を提供するなどして必要な情報を共有しています。また、必要に応じて人事報酬委員会に参加いただき、直接のご意見、ご提案をいただいている。</p>

原則4		監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人の規模に見合った組織的な運営を実効的に行うために、各監査業務を執行している業務執行社員との意思疎通を積極的に行うようにしております。また、当社の重要な財産である人材には、積極的に投資するという経営方針であります。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	「専門要員考課規程」を整備し、人事評価方針を明確に構成員に伝達しています。社員に対しては自己評価及びそれを踏まえた統括代表社員との個別面談を実施、全構成員に対しては「事務所品質管理システムに関するアンケート」を実施し、事務所方針の浸透度合いの把握、問題・改善事項の識別とアクションプランの策定を行っています。
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ✓ 法人構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ✓ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ✓ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>監査チームのメンバー選任は、事業の内容や監査リスク、各人の専門知識や能力及び経験、また監査時間の十分性を検討して、人事報酬委員会での協議の上で選任しています。</p> <p>監査業務上有用な知識や見識を身につける機会を確保するため、当法人は常勤及び非常勤の専門要員に独立性を確保した上で、兼業を認めております。また、専門要員の能力を維持向上させ、会計監査制度へ適切に対応していくために、各種研修の受講を義務づけています。</p>
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	コミュニケーションに関するチェックリストなどの監査ツールを駆使して深度のある協議を実施しております。また、監査計画策定時や監査結果の説明時に監査チームが識別した各種のリスクについて経営者や監査役等と意見交換を実施しております。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内部通報の規定を整備し、適切に運用しております。また、法人のHPに外部通報窓口も整備されています。内部通報の窓口として外部委員（独立性を有する第三者）も指定してます。通報内容は適時に共有し、適宜意見をいただいております。

透明性の確保【1/2】

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当法人では、ガバナンス・コードの適用状況を含め、本紙「監査品質に関する報告書」を発行し、ホームページで開示しております。
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢✓ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針✓ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報✓ 監査法人における品質管理システムの状況✓ 経営機関等の構成や役割✓ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方✓ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応✓ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）✓ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針✓ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況✓ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況✓ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	<p>本紙「監査品質に関する報告書」にて説明しています。</p> <p>→P3 「1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」</p> <p>→P4 「1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」行動指針</p> <p>→P3 「1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」</p> <p>→P10 「1. 品質管理基盤」</p> <p>→P12 「2. 組織・ガバナンス基盤」</p> <p>→P12 「2. 組織・ガバナンス基盤」</p> <p>→ガバナンス・コード原則1-5に記載のとおりです。</p> <p>→P14 「4. IT基盤」</p> <p>→P13 「3. 人的基盤」</p> <p>→P15 「5. 財務基盤」</p> <p>→P16 「6. 国際対応基盤」</p> <p>→P12 「2. 組織・ガバナンス基盤」</p>

透明性の確保【2/2】

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況✓ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）✓ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価✓ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。



© 2025 Sakae Audit Corporation, an audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law. All rights reserved.